

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定に基づき、次のとおり事業の認定をした。

平成20年11月18日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 起業者の名称 一関市
- 2 事業の種類 「蔵のひろば」整備事業
- 3 起業地
  - (1) 収用の部分 岩手県一関市田村町地内
  - (2) 使用の部分 岩手県一関市田村町地内
- 4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

(1) 法第20条第1号要件への適合性

申請に係る事業は、一関市が一関市総合計画「実施計画」に基づき設置するコミュニティ施設であり、法第3条第32号に規定する「地方公共団体が設置するその他公共の用に供する施設」に該当する。

従って、本事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号要件への適合性

本事業の起業者である一関市は、一関市総合計画『実施計画』に基づき策定された本件施設の設置者であり、施設の管理に関して条例を制定している。このことから本事業を実施する権能を有していると認められる。

また、既に本事業に係る予算措置を講じている。

従って、本事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号要件への適合性

ア 得られる公共の利益

一関市は、近年におけるモータリゼーションや住民のライフスタイルの変化に伴い大型店の郊外化、核家族化による住宅地の広域化が進行しており、中心市街地（注：中心市街地の範囲は、別表1を参照。）では、人口の減少、空き店舗の増加に見られるように空洞化が発生している。また、地域住民の高齢化、核家族化の進行により世代間の交流や地域の連帯感が希薄となりコミュニティ活動の弱体化を招いている。

このように、中心市街地の空洞化、高齢化及び核家族化等は、街のにぎわいや地域の伝統や行事、文化活動等の担い手及び世代間の交流機会の喪失させ、地域コミュニティに崩壊の危機をもたらしている。

このような状況を改善するため具体的実行計画である「一関市中心市街地活性化基本計画」（平成12年3月策定）においては、中心市街地の整備改善と商業活性化が掲げられている。本計画においては、商業、サービス機能の充実を図るだけではなく、文化や、娯楽等さまざまな機能の充実、またこれらの連携を図ることにより、郊外型・沿道型商業施設とは異なる魅力的な多機能空間づくりが必要であるとされている。その施策の一環として、「蔵のひろば」整備事業（以下、「本事業」という。）が計画されたものである。

本事業は、地域住民に対してイベント、会合及び文化活動等による交流と憩いの場を提供しコミュニティ活動を支援する多目的コミュニティ施設を整備しようとするものである。

本事業の完成により、伝統行事や文化活動を支援する場所が確保され、文化の伝承と地域コミュニティの活性化が図られることで、中心市街地で失われがちな世代間の交流と地域の連帯感が強まる。また、地域住民により各種イベントが企画され、地域住民間の交流と来街者との交流が拡大し、住民の様々な活動意欲を高めることが期待できる。さらに、この場所を災害緊急時に防災空間として利用することができるものである。

従って、本事業の施行により得られる利益は、相当程度存するものと認められる。

イ 失われる利益

当該事業は、環境影響評価法(平成9年6月法律第81号)及び岩手県環境影響評価条例(平成10年7月15日条例第42号)に定める対象事業に該当していないが、起業者が任意で行なった照会によれば、保存すべき希少動植物の存在は確認されていない。また、埋蔵文化財についても特別の措置を講ずべき文化財は確認されていない。

従って、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

#### ウ 事業計画の合理性

本件事業は、一関市中心市街地の空洞化、高齢化及び核家族化に伴う地域コミュニティ崩壊の危機に対応するものであり、地域住民に対してコミュニティ活動を支援する多目的コミュニティ施設を整備するものである。

本件事業に係る起業地については、起業地の位置、支障物件の多寡、地域の土地利用及び環境への影響を考慮して選定した3つの候補地について比較検討が行われており、これらの条件を満たす最適な事業計画が策定されており、施設規模及び起業地の範囲については、必要最小限の範囲としていると判断される。

従って、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる利益は失われる利益に優越すると認められる。従って、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められ、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

#### (4) 法第20条第4号要件への適合性

##### ア 事業を早期に施行する必要性

一関市中心市街地の空洞化、高齢化及び核家族化は急速に進行しており、地域のコミュニティ活動に崩壊の危機が生じていることから本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

従って、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

##### イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲と認められる。

また、収用の範囲は全て本件事業に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外は使用の範囲とされていることから、収用又は使用の範囲についても合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業は、土地及び物件を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると認められる。

#### (5) 結論

以上のとおり、本件事業は法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

#### 5 起業地を表示する図面の縦覧場所 一関市役所本庁